

主な変更点

変更後	現行
<p>新型インフルエンザ等<u>対策特別措置法に基づく協力要請</u>について</p>	<p>新型インフルエンザ等<u>緊急事態宣言に伴う措置</u>について</p>
<p>1 基本的な考え方</p> <p>① <u>国の基本的対処方針に沿って、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請を行う。</u></p> <p>③ <u>外出の自粛や施設の使用制限要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。</u></p> <p>④ <u>新しい生活様式の定着による感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指す。</u></p> <p>⑤ <u>再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに感染拡大防止対策等を講じる。</u></p> <p>⑥ <u>地域は千葉県全域とし、期間は令和2年5月26日からとする。</u></p> <p>2 具体的な協力要請内容</p> <p>(1) 県民の皆さまへ</p> <p>○ <u>感染拡大を予防する「新しい生活様式の実践例」を参考に、</u></p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>① <u>外出自粛要請など、国の基本的対処方針に沿った措置を行う。</u></p> <p>③ <u>的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、社会機能を停止させるような施策は実施しないことを県民に周知するとともに、落ち着いた対応を呼びかける。</u></p> <p>④ <u>地域は千葉県全域とし、期間は国の方針を踏まえ、5月31日までとする。</u></p> <p>2 具体的な要請内容</p> <p>(1) 県民の皆さまへ</p> <p>○ <u>生活の維持に必要な場合を除き、昼夜を問わず、みだりに</u></p>

「3つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続してください。

(削除)

(削除)

(削除)

- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けてください。

その後にあつては、当面、都道府県をまたぐ移動、特に5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（東京都、神奈川県、埼玉県、北海道）との間の移動は、慎重に対応してください。

- これまでクラスターが発生しているような施設への外出

外出しないでください。

- 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛してください。
- 「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、日常生活を見直してください。
- 商店街やスーパーマーケット等買い物に出かけるときは、人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避けてください。
- 公園等を利用する際は、少人数で、混雑時を避け、人との距離を適切にとってください。

は、使用停止要請が解除されるまで、避けてください。

(2) 事業者の皆さまへ

- 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さまに対し、22時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくようお願いいたします。

(時間制限の全面解除の時期については、近隣都県の状況等を踏まえ、今後検討します。)

(削除)

(削除)

【施設の使用停止要請の解除について】

- 施設の使用停止要請の解除の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

(2) 事業者の皆さまへ

- 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さまに対し、19時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくようお願いいたします。

- 行楽地における遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイについて、3つの密を避ける対策の徹底及び人が密集する状況となった場合の適切な入場制限への協力を要請します。

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園の施設を管理する事業者の皆様は、感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に学校教育活動を再開することを検討してください。

【施設の使用停止要請の解除について】

- 施設の使用停止要請の解除の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

② 令和2年5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。

③ 令和2年5月26日から、区分Bの施設の使用停止要請を解除します。

④ 令和2年6月1日から、区分Cの施設の使用停止要請を解除します。

なお、解除時点において、後述する再度の協力要請等の判断基準の「警報」に該当した場合は、解除を延期します。

⑤ 区分Dのうち、スポーツクラブ及びカラオケボックスについては、感染拡大予防ガイドラインの実践による対策の徹底を条件として、区分Cと同時に解除します。

⑥ 区分Dのうち、スポーツクラブ及びカラオケボックス以外の施設については、県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向等を踏まえた上で、施設の使用停止要請の解除を検討します。

② 5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。なお、ホームページ掲載や掲示などにより、感染拡大防止のため県境をまたいだ移動を誘発しないよう御配慮をお願いします。

③ 区分B、区分Cについては、県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向を踏まえた上で、区分Aの解除からおおむね1週間ごとに検討を行い、施設の使用停止要請の段階的な解除を進めます。

(3) 催物（イベント等）の開催について

- 5月25日から概ね3週間程度は、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、慎重な対応をお願いします。開催の規模については、屋内100人かつ定員の半分以下、屋外200人以下を目安としてください。
- その後の催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、国の方針に沿って、段階的に規模要件（人数上限）の緩和についてお示しします。
- 開催にあたっては、その規模に関わらず、①「3つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、②「マスクの着用」、③参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことなど催物の開催中や前後における選手・出演者や参加者等に係る行動管理など、基本的な感染防止策を講じてください。

(3) 催物の開催について

「3つの密」を避けられない場合など、感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）の開催自粛の協力を要請します。
特に、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、慎重に対応されるよう要請します。